明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○天皇皇后両陛下は沖縄県へ行幸になる件（宮内庁二）　一
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（法務八八）　二
○ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とチリ共和国政府との間の協力覚書の署名に関する件（外務六八）　二
○タイ王国政府に対する贈与に関する日本国政府とタイ王国政府との間の書簡の交換に関する件（同六九）　二
○インドネシア共和国についての包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定の効力発生に関する件（同七〇）　二
○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示（文部科学四〇）　三
○平成三十年度における教科書展示会の開始時期及び期間を指示する件（同四一）　三
○保安林の指定を解除する件（農林水産四四二～四五四）　三
○自動車の型式を指定した件（国土交通三五八～三六八）　四
○自動車の装置の型式を指定した件（同三六九～三七四）　五
○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（同三七五、三七六）　五
○道路に関する件（東北地方整備局三一～三三）　六
○土地収用法の規定に基づき事業認定をした件（沖縄総合事務局八）　九
○道路に関する件（同九）　九

〔国会事項〕

内閣　法務省　九

〔皇室事項〕

官庁事項　九

〔官庁報告〕

東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一〇
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　一〇
労働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（東北運輸局最低賃金公示二、中部同二、中国同二、四国同二）　一〇
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇

〔公告〕

諸事項　一一

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一一

特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一三

会社その他

告示

○宮内庁告示第二号

天皇皇后両陛下は、地方事情を御視察のため、三月二十七日から同月二十九日まで沖縄県へ行幸啓になる。

平成三十年三月六日

宮内庁長官　山本信一郎

○法務省告示第八十八号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成三十年三月六日

法務大臣　上川　陽子

認証紛争解決事業者の名称及び住所

佐賀県司法書士会

佐賀県佐賀市川原町二番三十六号

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第六号及び第九号に係る変更

変更の認証年月日

平成三十年二月十九日

○外務省告示第六十八号

平成二十九年十月十八日に東京で、ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とチリ共和国政府との間の協力覚書の署名が行われ、同協力覚書にいう措置は、平成三十年二月二十三日から実施された。

平成三十年三月六日

外務大臣　河野　太郎

ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とチリ共和国政府との間の協力覚書

日本国政府及びチリ共和国政府は、

両国の間の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の下に、

両国の間の相互理解を促進することを目的としてそれぞれの国民、特に青少年に対し、他方の国の文化及び一般的な生活様式を正当に理解するための一層広範な機会を提供することを希望し、